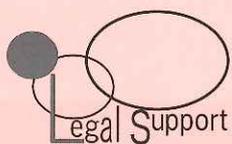
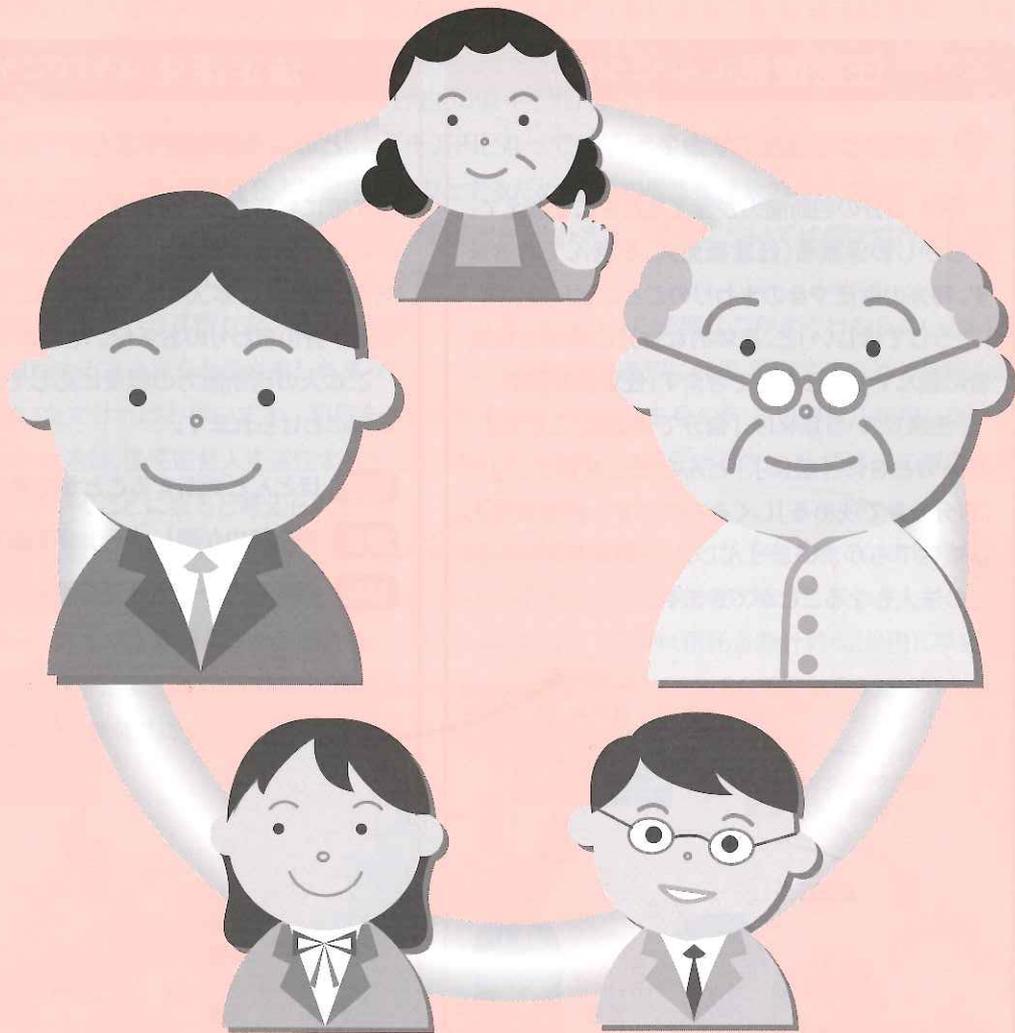


～あなたとともに成年後見を考える～

リーガルサポートにゆーす

2016年3月発行 <第14号>



- 後見制度支援信託
～その目的・実際の流れ～

成年後見制度は、 あなたがあなたらしく生きるための制度です。

成年後見制度は、裁判所から選ばれた、あるいは、自分をお願いした保護者の方が、必要な見守りを続けながら、ご本人の身のまわりのお手伝いをしたり、ご本人の財産や権利を守るしくみです。

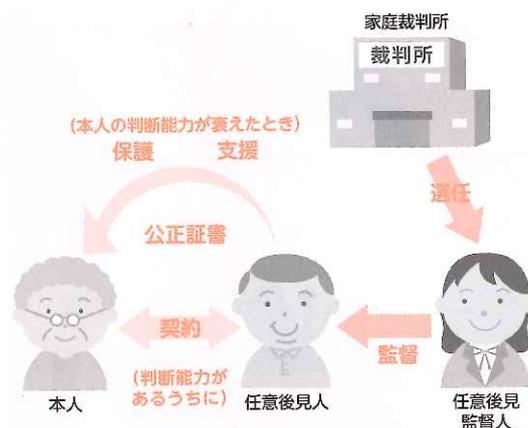
あなたが自分らしく生きるために、また、大切な家族の暮らしを守るためにも、是非とも知っておきたい制度です。成年後見制度には、「任意後見」と「法定後見」の2つの制度があります。

任意後見 (にんいこうけん)

? どのような制度ですか?

将来、自分の判断能力が衰えたときにそなえて、あらかじめ保護者(任意後見人)を選んでおきます。将来の財産や身のまわりのことなどについて、「こうしてほしい」と、具体的な自分の希望を保護者に頼んでおくことができます(任意後見契約)。

「任意」という意味は、「自分で決める」ことです。万一のときに、「誰に」、「どんなことを頼むか」を「自分自身で決める」しくみなのです。任意後見人は複数でもかまいませんし、リーガルサポートなどの法人もなることができます。



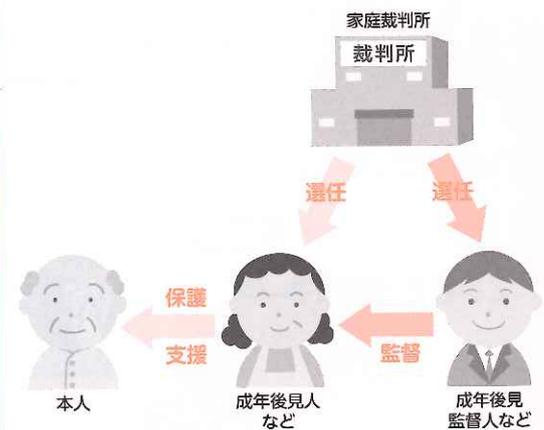
法定後見 (ほうていこうけん)

? どのような制度ですか?

すでに判断能力が衰えている方のために、家庭裁判所が適切な保護者を選ぶ制度です。選ばれた保護者は、ご本人の希望を尊重しながら、財産管理や身のまわりのお手伝いをします。

ご本人の判断能力の程度に応じて、次の3つの類型にわけられます。

- 後見** ほとんど判断することができない
- 保佐** 判断能力が著しく不十分である
- 補助** 判断能力が不十分である



後見制度支援信託

～その目的・実際の流れ～

最近、親族の方が成年後見人に就任している事案や、新たに親族を成年後見人に選任する事案において、「後見制度支援信託」が利用される場面が増加しています。

今回は、この後見制度支援信託について取り上げてみたいと思います。

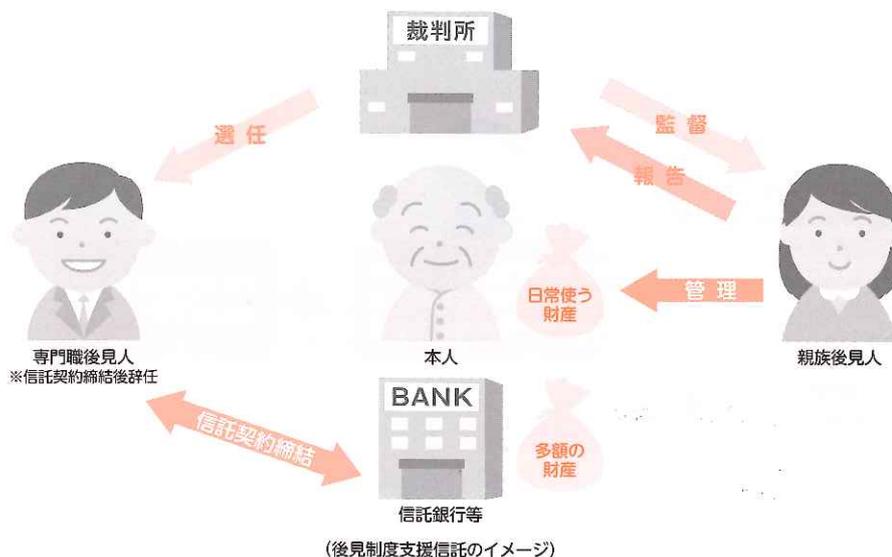
1 後見制度支援信託が導入されるに至った経緯

後見制度を利用する人が年々増加する中で、残念ながら、成年後見人等によるご本人(成年被後見人、未成年被後見人、被保佐人、被補助人)の財産の横領も増加しているという現状があります。最高裁の調査によると、成年後見人等による横領の額は、平成23年は計約33億4千万円、平成24年は計約48億1千万円、平成25年は計約44億9千万円、平成26年は計約56億7千万円となっており、その大部分が親族によるものとなっています。そこで、ご本人の財産保護をより確実なものとするため、後見制度支援信託の運用が始まりました。この制度は、通常の生活に必要な額を後見人の管理の下におき、それを除いた額については信託銀行等に専用の信託口座を開設して、その口座に預けるといったものです。

「後見制度支援信託」という耳慣れない言葉に戸惑われ、また、どういった制度なのかよくわからないということで、不安に思われる方もおられるかもしれませんが、ご本人の財産を適切に利用・管理するための仕組みのひとつとご理解いただければと思います。利用を強制されるものではありませんが、この制度を利用しないという結論に至ったときは、後見監督人を選任する方法や、専門職を後見人に選任する方法で、ご本人の財産を適切に利用・管理していくことになると考えられます。

この制度は、当初、親族の方が後見人に就任している場合に利用を検討することが予定されていましたが、現在では、専門職が後見人に就任している場合にも、利用の検討が行われている例があります。

最高裁によると、後見制度支援信託の利用件数は、平成24年末時点で98件(信託金額計約42億円)、平成25年末時点で631件(信託金額計約239億円)、平成26年9月末時点で2085件(信託金額計約786億円)となっています。(後見制度支援信託の対象となるのは、成年後見と未成年後見事件)



2 後見制度支援信託を利用するか否かの検討

まずは、ご本人の財産の状況によって、利用の可否を検討します。通常使用しない金銭を信託銀行等に信託する仕組みですので、ご本人が一定額の金銭(預貯金を含む)を保有していることが前提となります。ただし、保有している金銭が少ない場合であっても、不動産等の売却が予定されている等、保有する金銭が増加することが見込まれる場合は、この制度の利用を検討することがあります。

一定額の金銭を保有されている場合でも、ご本人の遺言書がある場合や、株式・投資信託を多く保有されている場合、親族間に紛争がある場合は、この制度の利用に適さないものと判断されることがあります。

賃貸不動産による収入が多かったり、収支が大幅な赤字となっている場合も、この制度の利用は適さないものと考えられています。

3 実際の流れ

後見制度支援信託の手続きが行われるのは、新規に後見申立てをされた場合と、既に親族の方が後見人に就任されている場合があります。いずれの場合も、家庭裁判所が事案をみて、後見制度支援信託の対象となり得ると判断した場合に、検討が開始されます。

新規に後見申立てをされた場合

申立ての後、家庭裁判所において、後見開始の審理とともに、後見制度支援信託の利用を検討すべきか否かを審理します。申立ての面接の際に、後見制度支援信託利用の意向確認されることもあれば、後日改めて、説明会や事情確認がなされることもあります。

家庭裁判所は、後見制度支援信託の利用を検討すべきであると判断した場合には、司法書士や弁護士等専門職を後見人に選任します。事案によっては、このとき同時に親族の方を後見人に選任する場合があります。

就任した専門職後見人は、財産や収支、ご本人の生活やご家族との関わりなどを見た上で、後見制度支援信託の利用に適しているか否かを検討します。利用に適していると判断した場合は、信託する金額や、定期的に信託した財産から交付を受ける金額、逆に後見人が管理している財産から追加で信託する金額の見込みなどを検討し、家庭裁判所に報告書を提出します。利用に適さないとの判断の場合は、その旨を家庭裁判所に報告します。

■既に親族後見人が就任しているケース

親族後見人による財産管理



後見制度支援信託の利用の適否について検討するため専門職後見人を選任

信託財産額等の設定
信託銀行等の選定



家庭裁判所へ信託
契約締結に関する
報告書等の提出

■新規申立のケース

後見開始の申立

審理

家庭裁判所は、専門職後見人から提出された報告書の内容を踏まえ、後見制度支援信託の利用に適している
と判断した場合には、専門職後見人に対して、「指示書」を交付します。

専門職後見人は、信託銀行等に指示書と必要書類を添付して、信託契約を締結します。

信託契約を締結し、金銭を信託銀行等に預けた後は、専門職後見人が関与する必要はなくなるので、自らの辞
任と、同時にご親族を成年後見人とする申立てを行います。辞任後は、専門職後見人から、新たに就任した親族
後見人に財産の引継ぎを行い、親族後見人による後見がスタートします。専門職への報酬の精算は、この時点
で行うことが多いと思われます。

既に親族の方が後見人に就任されている場合

既に親族の方が後見人として就任されている場合、その親族の方に対して、家庭裁判所から後見制度支援信
託を利用するか否かの意向確認が事前に行なわれます。親族の方にとっては、「きちんと後見人の役割を果た
しているのに、なぜ？」という気持ちになる方もおられるかもしれません。しかし、後見人の役割を適切に行っ
ていない場合は、この制度の利用には適さないと考えられています。利用検討の意向確認があるということは、
これまでの後見人としての務めに問題がないことのあらわれとも言えるのではないのでしょうか。

後見制度支援信託の検討を始めることに同意したときは、裁判所は職権で成年後見人選任手続きを開始し、
専門職が追加で成年後見人に選任されることとなります。追加で選任された専門職後見人が、後見制度支援信
託利用について適しているか否かを検討する点は、新規に後見申立てがなされた場合と同じです。専門職後見
人が選任された後も、もともと後見人に就任されている親族後見人は、これまでと同じように後見人としての
活動を続けていただくこととなります。

家庭裁判所が後見制度支援信託の利用を決定した場合、専門職後見人が信託契約の締結等の手続きを行う
こととなります。銀行ごとに細かい手続きは異なりますが、信託手続のために、親族後見人が管理している預
貯金のうち、信託銀行等に預ける額を、専門職の指示に従って送金していただくこととなります。

信託契約を締結し、金銭を信託銀行に預けた後についても、新規に後見申立てがなされた場合と同様、専門職
後見人が関与する必要はなくなるので、自らの辞任を申し立てます。辞任後は、これまでどおり親族の方単
独での後見ということとなります。専門職後見人への報酬の精算は、辞任のタイミングで行われることが多い
も、新規に後見申立てがなされた場合と同じです。



4 信託された後のこと

後見制度支援信託を利用する場合も、信託手続が終わった後は、基本的には通常の後見人の職務と同じですが、次のように利用時に特有の手続きもあります。

後見制度支援信託契約締結後の財産管理

後見人は、家賃や施設利用料等の支払いや、年金の受け取り等、日常生活に必要となる金銭の管理を行います。信託契約により信託した財産は、契約を締結した信託銀行等で管理されることになります。

毎月の収支が赤字になることが見込まれる場合は、信託契約締結時に、信託した財産の中から一定額を定期的に日常的な金銭管理を行っている口座に送金するように、設定することができます。

財産の大部分は、信託口座にまとめて預けられており、これは基本的に動かすものではないので、後見人にとっても負担が軽減されるというメリットがあります。また、信託銀行から出される残高報告は、そのまま家庭裁判所への報告に用いることもできます。

多額の出費が必要となったときの手続き

信託契約締結後、ご本人のために多額の出費が必要となり、後見人が管理する口座では賅えない場合の手続きについて説明します。

裁判所所定の書式に、必要な金額と理由を記載し、見積書等の裏付け資料を添付して提出すると、家庭裁判所がその内容を確認し、問題がなければ指示書を発行します。発行された指示書を信託銀行等に提出すれば、必要な額を信託財産から引き出すことができます。

黒字分の蓄積、臨時収入等で後見人の管理する口座残高が多額になった場合

臨時収入等で後見人が管理する口座残高が多額になった場合の手続きですが、この場合も、家庭裁判所所定の書式によって、追加信託の報告書に裏付け資料を添付して提出すると、家庭裁判所が内容を確認し、問題がなければ指示書を発行します。

発行された指示書を信託銀行等に提出すれば、追加信託をすることができます。

黒字の蓄積で、後見人の管理する口座残高が多額になることが予測される場合に、後見人からの報告書の提出がない場合には、家庭裁判所から追加信託を求められることもあります。

5 おわりに

たび重なる後見人による不正が発覚し、家庭裁判所では後見人の監督を強化しています。大阪家庭裁判所でも、親族後見人が就任している案件について、原則として全て後見監督人を選任する傾向にあります。その中で、後見制度支援信託は、「信託」という制度を使って多額の預貯金さえ分離してしまえば、後見監督人をつける必要がない案件について利用されるものです。

不正防止のための制度が適用されるのは、真面目に財産管理を行っている親族後見人の方にとっては疑問に感じることもあると思います。ただ、不正を防止するには、不正をしていない人も含めて対処するしかありません。

後見制度支援信託の手続きには親族後見人の協力が不可欠です。また、管理が適正に行われており、適切な協力も得られる案件では、手続きも比較的短期間で終わります。その後は通常どおり後見人として業務を遂行することができます。

手続きは全て専門職が主導して行いますので、後見制度支援信託の手続きで疑問点等が出たら、選任された専門職後見人にご相談ください。

? そもそも「信託」って何？

後見制度支援信託とは、被後見人の財産(現金・預貯金)の大部分を「信託」する制度ですが、そもそも「信託」とはどういう制度でしょうか。

「信託」とは、一定の目的のために、「委託者」が自己の財産を信託銀行等(受託者)に移転させる仕組みです。受託者は、信託の目的に従ってその財産の管理や処分をします。信託によって生じた利益を受け取る人を「受益者」といいます。

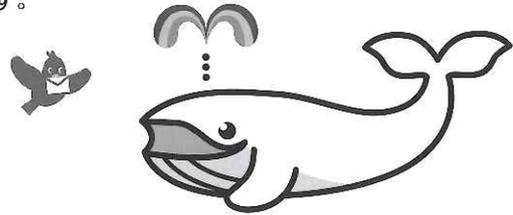
信託銀行等からは、信託の仕組みを使った様々な金融商品が出ており、目的に応じて活用することができますが、投資信託のように元本保証のないものもあるので注意が必要です。後見制度支援信託は、元本保証がされており、仮に信託銀行等が運用で損失を出したとしても、その分はきちんと補填されることとなります。



ご本人の財産をより安全に

今回は、後見人の不正を防ぎ、ご本人の財産をより安全に管理するために導入された後見制度支援信託についてご紹介しました。

リーガルサポートでは、みなさまが安心して後見制度を利用できるよう、会員への研修・指導・監督、利用されるみなさま方へのセミナー等の活動を行ってまいります。



成年後見制度、高齢者・障がい者の財産管理などについて、司法書士が無料で電話または面接でご相談に応じています。何でもお気軽にご相談ください。

電話番号  **06-4790-5656**

電話相談

日時 土・日曜日、祝日を除く **毎日** 午後1時～午後4時（予約不要）

日時 **毎週木曜日**（但し、祝日は除く）

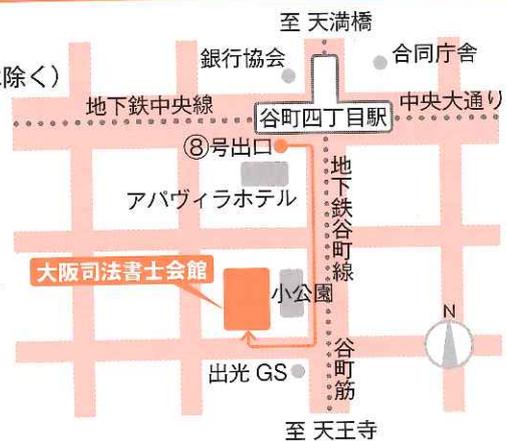
午後1時～午後4時、予約不要
（受付時間：午後3時30分まで）

面接相談

場所 **大阪司法書士会館**

大阪府中央区和泉町1丁目1番6号
（☎06-6941-5351）

- 地下鉄谷町四丁目駅
- ⑧号出口より谷町筋を南へ徒歩5分



苦情受付
センター

万一、担当会員が後見業務について不適切な業務等を行っている場合は、苦情受付センターまでご連絡ください。電話受付の上、月1回面談にて苦情を受け付けております。

予約電話

 **06-4790-5643**

リーガルサポートおおさか 〒540-0019

大阪府中央区和泉町1丁目1番6号 大阪司法書士会館内
電話：06-4790-5643 FAX：06-6941-7767

ホームページ

リーガルサポートおおさか

<http://www.legal-support-osaka.jp/>

(公社)成年後見センター・リーガルサポート

<http://www.legal-support.or.jp/>